

岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岐阜県県土整備部が発注する建設工事のうち、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、県土整備部の現地機関が発注する工事（県土整備部所管事業に限る）のうち、適用が可能であり、現地機関の長が必要と認めた工事を対象とし、原則予定価格4,000万円以上の土木一式工事とする。

また、上記以外の岐阜県県土整備部が発注する建設工事（工種及び金額は問わない。）において、契約後、受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。

ただし、以下に掲げる工事は週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 県土整備部が定める標準工期日数を設定していない工事
- (2) 現地機関の長が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

(用語等の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語等は以下のとおり定義する。

(1) 「休日」とは、当該施工現場を不施工として閉所し、かつ元請の主任技術者（監理技術者）及び現場代理人が休暇を取っている日を指す。なお、休日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替は可能とする。

(2) 「対象期間」とは、「工事開始日」から「工事完成日」までを指す。

ただし、道路建設課長及び道路維持課長から通知される「路上工事抑制期間」を除く。また週休2日制モデル工事を発注する現地機関の長（以下「発注者」という。）が工事中止を週休2日制モデル工事を受注した企業（以下「受注者」という。）に指示した期間がある場合は、その期間を除く。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

...

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

1 5 その他

...

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制モデル工事の試行

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

なお、発注者は、受注者に対して可能な限り土曜日及び日曜日の施工となる指示等を回避し、週休2日が確保できるよう受注者への協力に努めること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を休日とした週休2日の工程表(任意様式)(以下「予定工程表」という。)を発注者に提出し、承諾を得ること。

ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において休日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、発注者は受注者から休日を確かめる書類(工事日誌及び出勤簿等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

(3) 発注者は、上記(2)において、対象期間における土曜日及び日曜日の総日数を分母とし、対象期間における休日の総日数を分子とした達成率(以下「達成率」という。)を別紙「達成率の出し方」を参考に算出すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じるなど週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、発注者及び受注者との協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(達成率に応じた工事成績評定点の加減点)

第6条 第5条第1項(3)において算出した達成率に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加減点を行うこととする。

(1) 達成率が87.5%以上の場合は2点を加点する。

(2) 達成率が75%以上87.5%未満の場合は1点を加点する。

(3) 達成率が50%以上75%未満の場合は0点とする。

(4) 達成率が50%未満の場合は1点を減点する。

(間接工事費の補正)

第7条 週休2日制モデル工事を実施する場合は、以下のとおり間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

なお、対象期間中の全日数に対する休日の総日数の割合が2/7を超えた場合のみ補正を行うこととする。(別紙、間接工事費の補正対象確認方法を参考に算出すること。)

【共通仮設費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 4

<補正方法>

(1) 発注時からモデル工事とした場合

①当初予定価格から上記の補正を行う。

②実施できなかった場合は、補正分を減額する。

(2) 契約後からモデル工事とした場合

①精算時において上記の補正を行う。

②実施できなかった場合は、上記の補正をしない。

(その他)

第8条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

○達成率の出し方

$$\text{達成率(\%)} = \frac{(\text{対象期間の土・日曜日の総日数}) - (\text{土・日曜日の出勤日数}) + (\text{土・日曜日以外の休暇日数})}{(\text{対象期間の土・日曜日の総日数})} \times 100$$

○間接工事費の補正対象確認方法

$$(\text{対象期間の全日数}) \times 2/7 (\text{1週間の休日割合}) = (\text{補正対象となる休日日数})$$

$$(\text{対象期間の土・日曜日の総日数}) - (\text{土・日曜日の出勤日数}) + (\text{土・日曜日以外の休暇日数}) = (\text{休日の総日数})$$

(補正対象となる休日日数) < (休日の総日数) なら補正対象。

※「休日」とは、当該工事現場を不施工として閉所し、かつ元請の主任技術者(監理技術者)及び現場代理人の両方が休暇を取っている日。

※ 半日休暇や時間休暇は1日出勤扱いとする。

※ 対象期間とは、「工事開始日(着工届の着工した日)」から「工事完成日(完成届の完成した日)」までを指す。ただし、全ての工事において対象期間に路上工事抑制期間は含まない。

路上工事抑制期間(H29年度の場合)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) ゴールデンウィークの期間 | H29.4.29(土)～H29.5.7(日) |
| (2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間 | H29.8.11(金)～H29.8.16(水) |
| (3) 年末年始の休日等の期間 | H29.12.23(土)～H30.1.3(水) |

路上工事抑制期間(H30年度の場合)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) ゴールデンウィークの期間 | H30.4.28(土)～H30.5.6(日) |
| (2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間 | H30.8.11(土)～H30.8.19(日) |
| (3) 年末年始の休日等の期間 | H30.12.22(土)～H31.1.6(日) |